

摂津市地域公共交通協議会 財務規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>略</p> <p>(予算)</p> <p>第2条 協議会の予算は、摂津市からの補助金、他の団体等からの負担金、国等からの補助金、繰越金等をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。</p> <p>2 会長は、会計年度毎に事業計画書及び予算計画書を調製し、協議会に諮るものとする。</p> <p>3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和6年2月26日から施行する。</p>	<p>略</p> <p>(予算)</p> <p>第2条 <u>協議会の予算は、摂津市からの補助金、他の団体等からの負担金、国等からの補助金等をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。</u></p> <p>2 会長は、会計年度毎に事業計画書及び予算計画書を調製し、協議会に諮るものとする。</p> <p>3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p> <p><u>(精算)</u></p> <p><u>第9条 協議会は、市の補助金について、既に交付を受けた額が当該年度の支出額を上回る場合は、原則として当該金額を返還しなければならない。なお、市の補助金により生じた利息がある場合は、補助金と合わせて返還しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和6年2月26日から施行する。</p> <p><u>附 則 この規程は、令和8年4月24日から施行する。</u></p>